

うるま市介護保険事業者事故報告取扱要領

平成 28 年 4 月 1 日課長決裁

1 目的

この要領は、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、施設サービス事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者（以下「事業者」という）が実施する介護保険サービスの提供により発生した事故を、うるま市が把握するとともに事業者による事故への速やかな対応と事故防止への取り組みを支援、促進することにより、介護サービスの質の向上と安心して利用できるサービス提供体制の確立を目的とし、沖縄県介護保険事業者事故報告取扱要領（平成19年4月1日施行、以下「県要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 対象

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下「各事業者」という。）が提供する介護保険サービスとする。

3 報告の範囲

事業者は次に該当する場合、報告を行うものとする。

なお、事故が発生した場合は、ただちに電話、FAXにより第一報を行い、後に文書により報告すること。

（1）サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故その他重大な人身事故の発生であり、医療機関の受診を要したもの。

ア 「サービスの提供中」とは、送迎・通院時を含む。また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」を含む。

イ けがの程度については、医療機関で受診を要したものの、家族等に連絡したものとする。

ウ 事業者側の過失の有無は問わない。

エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるとき（トラブルになる可能性があるとき）は、報告すること。

（2）その他、報告が必要と認められる事故の発生

4 報告先

各事業者は、3で定める事故が発生した場合は、うるま市福祉部介護長寿課介護給付係に速やかに報告すること。

5 報告の方法

（1）事故が発生した場合には、速やかにその事故の概要について、保険者へ電話又はFAXで報告することとする（第一報）。

（2）第一報の後、処理の経過を含めて、うるま市介護保険事業者事故報告書（様式1）（以下「事故報告書」という。）により、文書で報告すること。

（3）報告には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いに十分留意すること。

6 報告の期限

- (1) 電話、FAX等による第一報は、原則事故発生当日内に行うものとする。遅くとも事故発生日から起算して3日以内とする。
- (2) 事故報告書の提出は、事故発生日から起算して14日以内とし、事情により提出が遅れる場合は、事前にその旨を報告すること。
- (3) (1)及び(2)より報告が遅れた場合は、「遅延理由書」(別紙)を提出すること。

7 報告後のうるま市の対応

- (1) 報告を受けた場合、うるま市は事故にかかる状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応(事実確認・指導監督等)を行う。
- (2) 他所在市町村において発生した事故において、事実確認等の必要がある場合は、県要領に基づき適宜所在市町村に協力を求めるものとする。
- (3) 沖縄県または沖縄県国民健康保険団体連合会の対応が必要な場合の連絡調整
ア 沖縄県への報告等
指定基準違反のおそれがある場合または以下の事由による事故の場合は、県要領に基づき、県へ報告するものとする。
 - (ア) 事故により利用者が死亡した場合
 - (イ) 利用者への身体拘束や虐待が事故の原因となっている場合
 - (ウ) その他、事例を県内の他事業者へ情報提供することにより、同様の事故の発生の防止に資すると思われる場合。イ 沖縄県国民健康保険団体連合会との連絡調整等
利用者・家族から事業者の対応に関して苦情があった場合は、適宜事業者に事実確認を行うとともに、必要に応じて利用者・家族に対し、沖縄県国民健康保険団体連合会の苦情申し立て制度の紹介のうえ、連絡調整を行う。
- (4) 事故報告の内容で、重大な事故と認められるときは、消費者安全法(平成21年法律第50号)第12条の規定により、消費者事故等の通知の運用マニュアルに従い、消費者庁へ消費者事故等情報通知により報告するものとする。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。